

## 2 地域密着型サービス

### 1 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護事業所で、食事、入浴などの介護サービスや泊まり、訪問介護などのサービスを受けられます。

地元のなじみの関係を維持するため、登録制で、基本的に登録した事業所以外のサービスは受けられません。

### 2 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

これまでの認知症対応型共同生活介護がそのまま地域密着型サービスに変わったものです。認知症の高齢者が共同で生活できる住居で食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

平成19年度から、要支援2の方も入居できるようになります。

### 3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム）

地域密着型の唯一の施設サービスです。サービスとしては、介護老人福祉施設と基本的に同じですが、定員が29人以下の施設です。

## 3 施設サービス

平成17年10月から施設サービス、ショートステイにかかる費用のうち、居住費と食費が自己負担とされています。

### 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所できる施設です。食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護や健康管理が受けられます。

### 2 介護老人保健施設

症状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

### 3 介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わり、症状は安定しているものの、長期間にわたって療養が必要な人が対象の施設です。医療、看護、介護などが受けられます。

### ご注意!!

利用したサービスの費用が以下の支給限度額を超えた場合は全額自己負担となります。

区分	支給限度額	短期入所サービスのみを利用した場合の利用可能日数(参考)
要支援1	49,700円	5日
要支援2	104,000円	10日
要介護1	165,800円	16日
要介護2	194,800円	18日
要介護3	267,500円	24日
要介護4	306,000円	26日
要介護5	358,300円	30日

## 介護サービスを受けるには？

介護保険サービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。保険年金課担当窓口で確認してください。

### 1 申請

介護サービスの利用を希望する方は、保険年金課担当窓口で「要介護認定」の申請をしてください。

＜必要な書類＞

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の方）

※65歳以上の方（第1号被保険者）は介護が必要になった原因については問われませんが、40～64歳の方（第2号被保険者）は以下の病気（特定疾病）が原因の場合に限ります。

- ①がん末期 ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患
- ⑧せき髄小脳変性症 ⑨せき柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### 2 訪問調査

町の職員等がご自宅等を訪問し、心身の状況などについて聞き取り調査を行います。

### 3 主治医意見書・一次判定

町の依頼により主治医が意見書を作成します。

また、訪問調査結果や主治医の意見書をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

### 4 審査・判定（二次判定）

一次判定や主治医意見書などをもとに、要介護度について、保健・医療・福祉の専門家が審査します。

### 5 結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。

### 6 介護サービス計画の作成

居宅サービス…居宅介護支援事業者に連絡し、介護支援専門員と相談しながら認定結果等をもとに居宅サービス計画を作成します。

施設サービス…介護保険施設に直接申し込み、契約します。契約すると、施設サービスのケアプランがその施設で作成されます。

